

遺伝資源を取得するには

遺伝資源提供国のABS※手続きが必要です！

海外からの遺伝資源の利用や持ち出しを行う（以下「遺伝資源の取得」）場合は、取得に先立ち、遺伝資源の提供国が要求するABS手続きが必要です。ABSに関する法令や手続きは、提供国、利用したい遺伝資源、利用目的によって様々です。また、ABS手続きを要しない国や議定書締結国以外の国であっても、遺伝資源の取得に際し必要な手続きがある場合もありますので、事前に提供国の関係法令等を確認してください。

（以下は、標準的なABS手続きの流れですので、必ず提供国の手続きを確認してください）

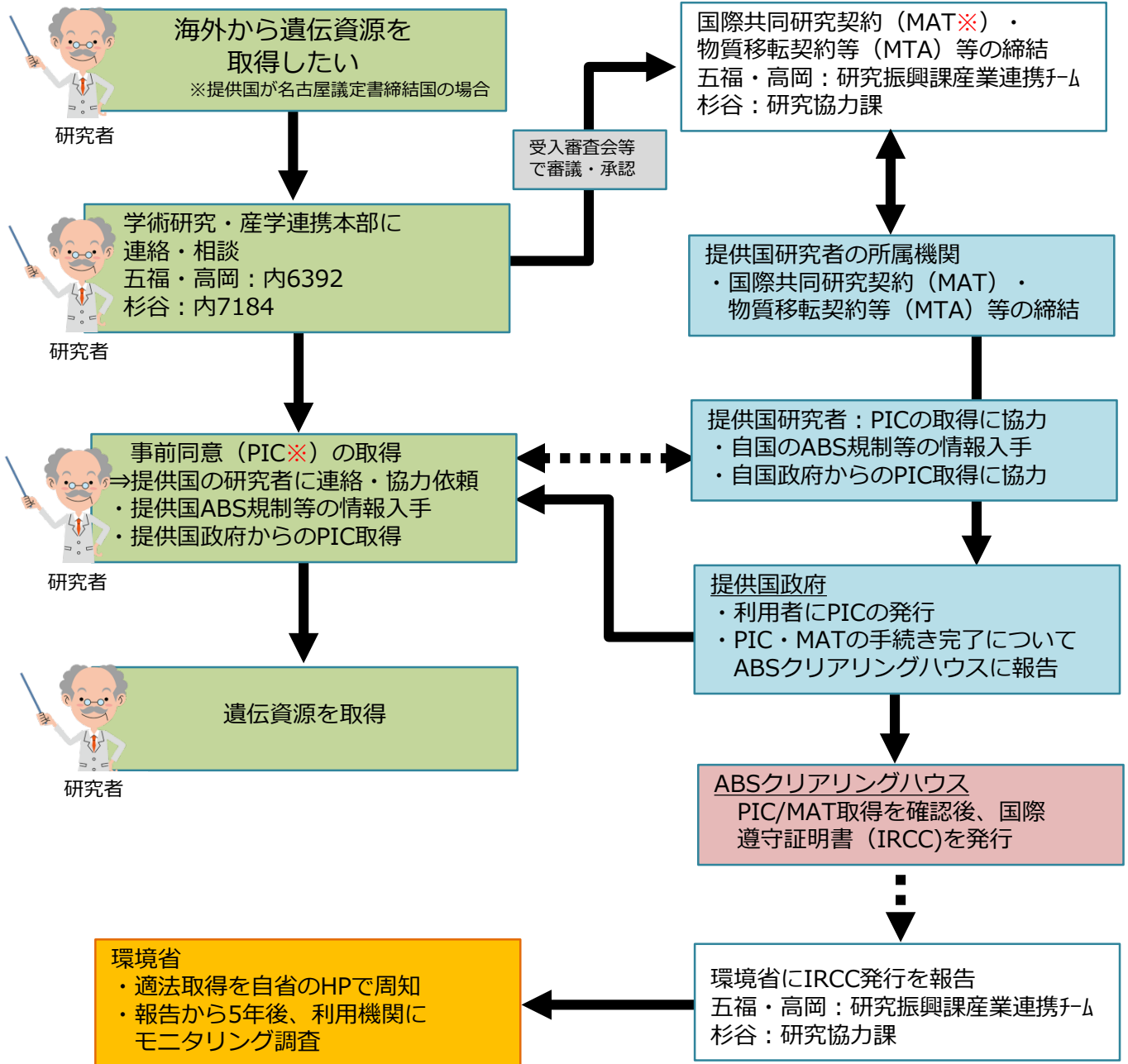
	ABS手続き	注意事項
研究者	ABSクリアリングハウスで情報収集 ※ABSクリアリングハウス：生物多様性条約事務局が運営するweb上のプラットフォーム（国際情報交換センター）	提供国のABS法令・手続き等を調べる
研究者 & 事務	遺伝資源提供国の研究者と共同研究契約を締結	◆提供国の共同研究者所属機関と本学とで共同研究契約を締結 ◆研究により生じる利益の配分に関する契約条件（MAT）を含める
研究者	提供国から遺伝資源取得について事前同意（PIC）を取得	◆共同研究者の協力を仰ぐこと
研究者	提供国にて遺伝資源を取得／日本へ持ち出す	◆提供国の大使館・領事館から研究者ビザを取得 ◆植物防疫法、家畜伝染病予防法、感染症法など持込みに必要な手続きも行う
提供国	提供国政府が、ABSクリアリングハウスにPIC・MATの内容を通達	通達後、ABSクリアリングハウスに本学が適切な手続きを行ったことを示す「国際遵守証明書（IRCC）」が掲載される
研究者 & 事務	IRCCの掲載について、本学⇒環境省に報告	取得の報告（e-Govで電子申請可能※事前登録要）
研究者 & 事務	報告から5年後、環境省からのモニタリングに対応	利用状況の報告

※ABS = Access and Benefit Sharing
（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分）
※国立遺伝研究所ABS学術対策チーム 「ABS学術対策パンフレット」より

遺伝資源を取得するには

◆研究者が自ら提供国から持ち込む場合◆

※一般的な例



※PIC : Prior Informed Consent (提供国政府からの事前同意)

※MAT : Mutually Agreed Terms (双方合意できる契約条件)

※環境省への報告対象となるのは、遺伝資源の提供国が名古屋議定書締結国であり、ABSクリアリングハウスに自国のABS規制を掲載し、当該規制に基づいて利用者が遺伝資源を取得し、ABSクリアリングハウスに国際遵守証明書 (IRCC) が掲載されている場合で、かつ利用国の研究者が自ら遺伝資源を日本国内に持ち込む場合です。(外国人研究員・留学生等が日本国内に持ち込む場合も含まれます。)

遺伝資源を取得するには

学内相談窓口

研究推進機構学術研究・産学連携本部

URL: <https://sanren.ctg.u-toyama.ac.jp/accces-and-benefit-sharing/>

E-mail: abs_soudan@adm.u-toyama.ac.jp

◆五福・高岡キャンパス◆（研究振興課）

内線：6392, 6390

◆杉谷キャンパス◆（研究協力課）

内線：7184

国内大学・研究機関向けの相談窓口（学外）

URL: http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/

◆国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム◆

E-mail : abs@nig.ac.jp

住 所：〒411-8540 静岡県三島市谷田1111

Tel : 055-981-5831, Fax : 055-981-5832